

# 輸入関係の発表形式について

## 輸入注意事項25第3号(25.2.7)

最終改正：令和6年8月5日付け・輸入注意事項2024第14号

従来の輸入関係の発表形式は統一せられていないので、一般輸入業者及び銀行その他の関係機関の取扱いに不便かとも考えられるから、今後は下記の方針によって処理することとする。

### 記

#### 1 名称及びその内容

- (1) 「告示」 —— 輸入告示は、政令第3条及び第9条の規定に基づくもの。
- (2) 「発表」 —— 輸入発表は、上記以外に実体的内容を持つもの。注①
- (3) 「注意事項」 —— 輸入注意事項は法規の解釈その他の注意事項で、事実上の便宜に供するもの。注②

#### 2 周知方法

- (1) 「告示」は官報及び通商弘報に掲載する。
- (2) 「発表」、「注意事項」は通商弘報に掲載する。
- (3) 上記掲載は原則として和文及び英文の双方によって行う。注③
- (4) 上記掲載事項は原則として新聞発表を行うものとする。

#### 3 番 号

各種告示等は次のような番号を付す。

「告示」には「経済産業省告示第 号」という告示番号を付する。政令第3条に基づく告示は、「輸入公表」と呼称する。

「発表」は「輸入発表第 号」とし、通し番号とする。

「注意事項」は「輸入発表第 号」とし、通し番号とする。

(注)

- ①現在「輸入発表」は輸入割当てに関する事項(申請期日、申請先、申請者の資格、必要な添付書類等及び輸入割当基準など)の発表を内容とするもののみをいう。
- ②現在「輸入注意事項」として発表されるのは法令の解釈、申請者記載事項、申請手続、商品解釈等について定める場合であって、一般的な注意事項の発表は特別の名称なしに行われている。
- ③輸入発表、輸入注意事項の英文発表は行われていない。